# 児童手当制度変更　申請【必要or不要】確認フローチャート

大船渡市から児童手当(特例給付)を受けていますか？

- はい → 高校生(※1)のお子さんがいますか？
- いいえ → お子さんを養育している方の中で所得の高い方の職業は公務員ですか？

高校生(※1)のお子さんがいますか？

- はい → 高校生のお子さんは算定児童(※2)として登録されていますか？
- いいえ → 児童の兄姉等に「H14.4.2生まれからH18.4.1生まれまで」がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

高校生のお子さんは算定児童(※2)として登録されていますか？

- はい → 児童の兄姉等に「H14.4.2生まれからH18.4.1生まれまで」がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？
- いいえ → 児童の兄姉等に「H14.4.2生まれからH18.4.1生まれまで」がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

児童の兄姉等に「H14.4.2生まれからH18.4.1生まれまで」がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

- いいえ → 申請は不要です
- はい → 申請が必要
  - ・監護相当・生計費の負担についての確認書
  - ・大学生年代(※3)の子のマイナンバーがわかるもの

児童の兄姉等に「H14.4.2生まれからH18.4.1生まれまで」がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

- いいえ → 申請が必要
  - ・額改定請求書
- はい → 申請が必要
  - ・額改定請求書
  - ・監護相当・生計費の負担についての確認書
  - ・大学生年代(※3)の子のマイナンバーがわかるもの

お子さんを養育している方の中で所得の高い方の職業は公務員ですか？

- はい → 勤務先にお問い合わせください
- いいえ → 所得の高い方の住民登録地(住民票のある住所)は大船渡市ですか？

所得の高い方の住民登録地(住民票のある住所)は大船渡市ですか？

- はい → 児童の兄姉等に「H14.4.2生まれからH18.4.1生まれまで」がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？
- いいえ → 所得の高い方の住民登録市町村にお問い合わせください

児童の兄姉等に「H14.4.2生まれからH18.4.1生まれまで」がいて、その子を含めて3人以上のお子さんがいますか？

- はい → 申請が必要
  - ・認定請求書
  - ・監護相当・生計費の負担についての確認書
  - ・受給者の健康保険証
  - ・振込先口座がわかるもの
  - ・受給者、配偶者、大学生（※3）年代の子のマイナンバーがわかるもの
- いいえ → 申請が必要
  - ・認定請求書
  - ・受給者の健康保険証
  - ・振込先口座がわかるもの
  - ・受給者、配偶者のマイナンバーがわかるもの

※1高校生…令和６年度末時点で16歳から18歳までの人
※2算定児童…児童手当の支払い対象でないが、児童数にカウントする児童のこと。制度変更前は高校生が対象。
別居している等の理由で、あえて算定児童として登録していない場合を除き、原則登録されています。
※3大学生年代…令和６年度末時点で19歳から22歳までの人